

# 都市計画施設の区域内に建築物の建築をしようとするときは、 都市計画法第53条第1項の許可申請が必要です

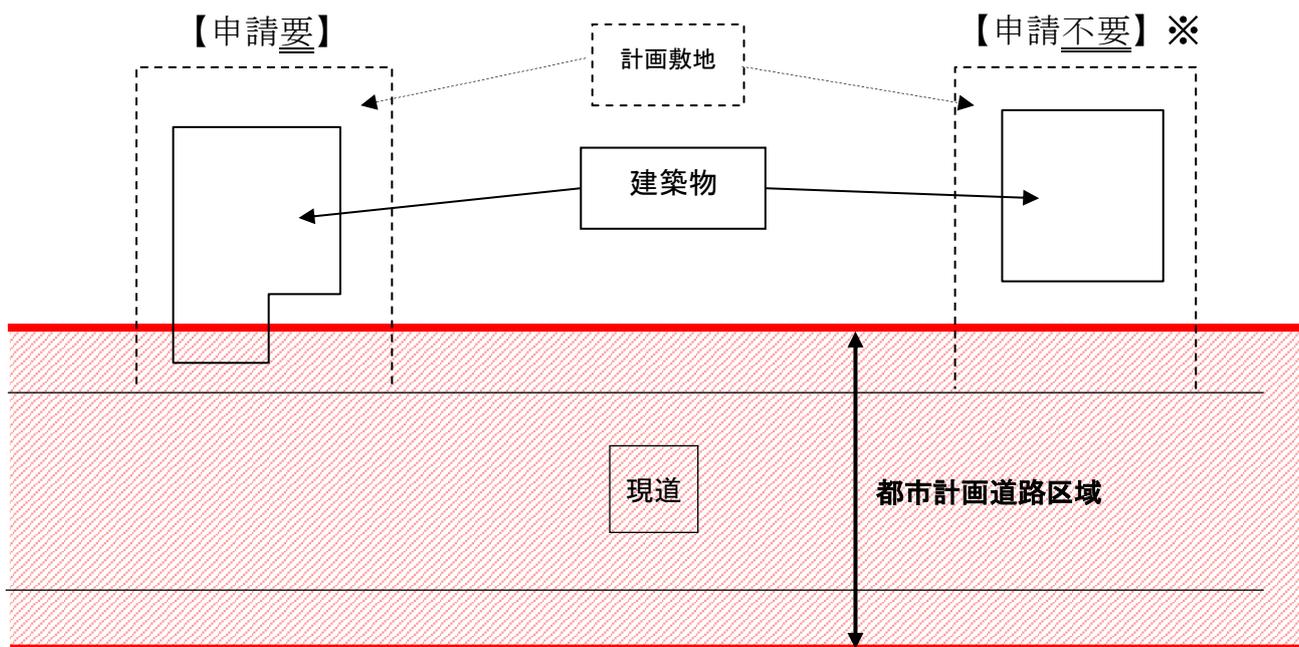
都市計画法第53条第1項の規定による許可は、次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却できるものであると認められる建築物で、都市計画事業の施行に支障がないと認められるものについて行うものとします。

## 許可に関する運用基準

- ◆ 前提条件 —— 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- ◆ 階数・形状 —— 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ◆ 主要構造部 —— 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造（RC造以外）であること。
- ◆ 地下掘り込み車庫 —— 一定の要件において認める。

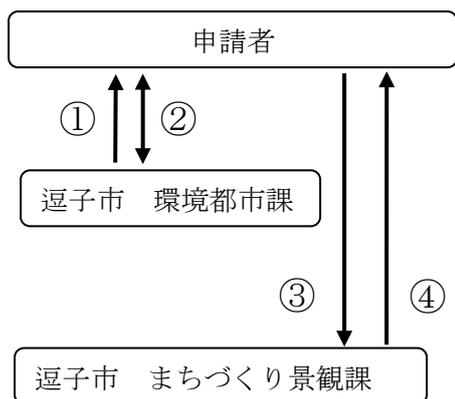
### 【許可申請の必要の有無】

都市計画施設区域内に計画敷地が含まれていても、建築予定の建築物は含まれない場合、申請の必要はありません。（下図参照）



※ 申請不要の場合でもまちづくり景観課で行う建築確認申請の経路の際、都市計画道路が建築物に含まれていないか確認をするため、配置図に都市計画道路ラインを記載し、環境都市課で確認を受けてください（次ページ参照）。なお、都市計画道路が【改良済】の場合は必要ありません（別紙「都市計画道路網図」参照）。

## 【申請書提出から許可書が発行されるまでの流れ】



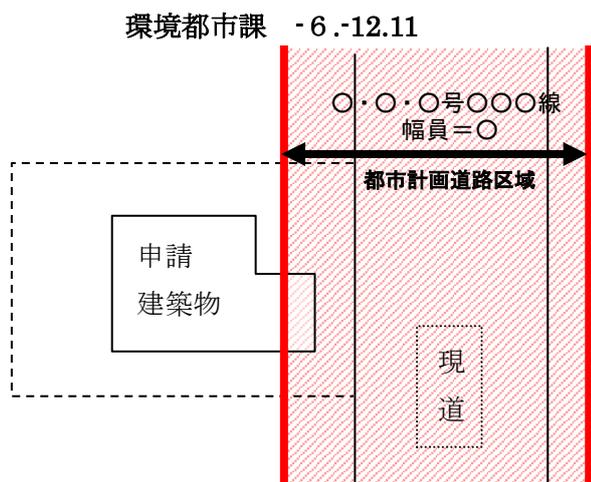
- ① 環境都市課で都市計画道路の図面（縮尺 1/500）を受け取る
- ② ①を基に配置図と立面図に都市計画ラインを記載して、環境都市課で確認を受けてください。
- ③ 「都市計画施設等区域内行為許可申請書」と②を含めた添付書類を1部ずつ、まちづくり景観課に提出してください。
- ④ まちづくり景観課で審査を行ったのち、申請者へ許可書を発行します。（審査期間は15日程度です。）

※①～④の完了後、建築確認申請の経由を行ってください。

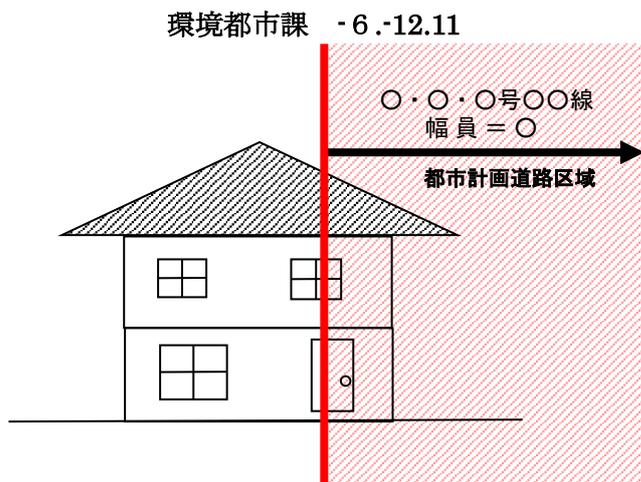
### <①の記載例>

※ 都市計画道路の名称と幅員を記入する。

#### ●配置図



#### ●立面図



環境都市課 -6.-12.11

環境都市課 -6.-12.11

環境都市課が都市計画道路の両端に確認印と日付印を押印します。

(問い合わせ)

〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号  
 逗子市役所 環境都市部 まちづくり景観課  
 TEL : 046-873-1111 (内線 461, 462)  
 Email : [machi@city.zushi.lg.jp](mailto:machi@city.zushi.lg.jp)

↓申請書のダウンロードはこちらから↓



逗子市公式サイト

(サイト内検索)

都市計画法第53条 検索

(ページ番号検索)

1004919 表示

(様式1)

## 都市計画施設等区域内行為許可申請書

令和6年 12月 11日

逗子市長

## 申請者

建築主の住所・氏名

※複数人の場合は全員記入

※申請者が法人である場合、氏名には法人の名称及び代表者の氏名を記載すること

郵便番号 249-0006

住所 逗子市逗子五丁目2番16号

氏名 逗子 しずお

電話番号 046-873-1111

## 代理人

・連絡先が申請者以外の場合に記入

・代理者が申請手続きするときは、委任状を添付してください。

※委任状には申請者の押印が必要

郵便番号 249-0000

住所 逗子市逗子〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇開発 代表取締役 鎌倉 花子

電話番号 046-873-0000

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名〕

都市計画法第53条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物の敷地の所在及び地番	逗子市逗子五丁目1016番地、1017番地1		
建築物の構造	木造		
新築等の別	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転		
規 模	敷地面積	250.00	m <sup>2</sup>
	建築面積	100.00	m <sup>2</sup>
	延床面積	200.00	m <sup>2</sup>
工事施行期間	許可の日から	6か月	

公図の地名地番  
※複数の筆の場合は全て記入

## 【添付書類】

## 1 案内図

方位、施行箇所、道路その他の交通機関及び目標となる土地建物（駅、停車場、公共建築物、河川及び湖沼等）及び距離を明示してください。図面は地形図（縮尺1/2,500）を標準とします。

## 2 配置図

方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示してください。図面の縮尺は、1/500以上を標準とします。

## 3 平面図

図面の縮尺は1/200以上を標準とします。

## 4 断面図

原則として横断面図及び縦断面図の2種類、主要部分の材料の種別及び仕上方法を明示してください。図面の縮尺は、1/200以上を標準とします。

## 5 立面図

2面以上のものを用意し、縮尺は1/200以上を標準とします。

※ 環境都市課で発行する都市計画道路の図面（縮尺1/500）を基に、配置図及び立面図に都市計画ラインを記載し、環境都市課で確認を受けてください。

## 6 その他

代理人に委任するときの委任状など

(別紙)

